

鳥インフルエンザA（H7N9）の中国からの輸入症例について

マレーシア保健省より、中国人の女性旅行者（67歳）が関与する鳥インフルエンザA（H7N9）の輸入症例について報告します。同女性は、中国広東省からの旅行者で、マレーシア・サバ州への観光ツアーに参加していました。

疫学調査によれば、女性は2014年2月3日にクアラルンプールに到着しましたが、その4日前の1月30日から、熱、咳、鼻水、関節痛及び倦怠感の症状を呈していたことから、中国で初期治療を受けていました。2月4日にクアラルンプールを出発し、2月6日までサンダカンに滞在し、その後、6日にコタキナバルへ出発しました。

2月7日に、同女性は衰弱し、コタキナバルのクリニック（私立）でまず治療を受けました。同日、同女性の家族の申し出により、患者は地域内の民間病院に移送されました。2月9日のスクリーニング検査により、鳥インフルエンザA（H7N9）が疑われ、2月11日には、確認検査が実施され、陽性が確認されました。この間、女性はICU（集中治療室）にて治療を受けており、容体は安定しています。

マレーシア保健省は、院内における感染症対策を含む措置及び注意喚起を実施しました。ツアー参加者16人及びホテルの職員4人が患者と濃厚接触をしたものの現在のところ健康に過ごしています。

鳥インフルエンザA（H7N9）は、鳥（家禽）で発生する感染症であり、鳥から人への感染については、ウイルスを保菌する感染した鳥と接触したことにより、発生します。

中国における鳥インフルエンザA（H7N9）の人への感染例は、2013年3月に初めて報告され、試験研究機関での検査による確定例は、これまでに330例（その内死亡例65例）が報告されています。

これまでのところ世界保健機関（WHO）からは、中国への渡航制限の呼びかけや渡航制限は出ていません、鳥インフルエンザA（H7N9）の感染拡大を予防するためのワクチンはないものの、WHOによるモニタリングでは、人から人への感染を示す証拠はこれまでのところ得られていません。さらに台湾では2例の輸入症例に限られており、国内での感染拡大もないため、マレーシア国内において人々に感染が広がる可能性は限りなく低いでしょう。

マレーシア保健省では、鳥インフルエンザA（H7N9）の発生に備え、以下の更なる対策も含み、着々と体制を整えています。

a) サバ州サンダカン及びコタキナバルでの観測点の増加（8から12）を含む、国内

の横断的なサーベイランス体制の強化。

- b) H7亜型の検出ができるようサバ州における検査機関の検査レベルの強化。
- c) 全医療機関における感染予防、感染対策の導入。
- d) 鳥に対するサーベイランス活動を強化するための動物検疫部局との連携。
- e) 鳥インフルエンザ発生国からの旅行者の訪問を扱う旅行代理店との協力確保（旅行代理店からの感染している依頼客に対する延期勧告、呼吸器症状を呈する旅行者への受診勧奨）。

さらに、マレーシア保健省は一般国民に対して以下のとおり勧告します。

- a) 鳥インフルエンザ発生国へ訪問し呼吸器症状を呈する方々は、マレーシアへの帰国に際し、マスク着用を心がけるとともに近隣の医療機関を直ちに受診して下さい。さらにそのような方々は旅行歴について医師に報告する必要があります。
- b) 鳥インフルエンザ発生国における生きた家禽を販売する市場への訪問は避けて下さい。
- c) 石けん、洗い流し又は消毒液の併用による手洗いなど、常にハイレベルの感染防止策を実施して下さい。特に咳や鼻をかんだ後は気を付けて下さい。
- d) 鳥の糞便や血に汚染されたいかなる面にも触れないで下さい。
- e) 防護具（PPE）を着用せずに鳥の死骸に触れないよう気を付けるとともに、鳥の異常死については、近くの動物検疫所に報告して下さい。
- f) 食べる前に食べ物が完全調理されていることを確認して下さい。
- g) 特に家禽を扱う方で、インフルエンザ様症状を呈する場合は、直ちに近隣の医療機関を受診して下さい。
- h) インフルエンザ様症状の集団発生については、近くの管轄保健所に報告して下さい。
- i) 農場、家禽の作業者は、日頃から動物検疫局の忠告及びガイダンスに従うようにして下さい。

マレーシア保健省は、今後も発生状況を注視し、何か状況変化がある場合その時々により報告します。鳥インフルエンザA（H7N9）の直近の情報については、以下のウェブサイトから入手できます。

<http://www.moh.gov.my>

ありがとうございました。

マレーシア保健大臣 YB DATUK SERI Dr S スブラマニウム